⑽　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑿　当支社（㈱ＵＲコミュニティを含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において、60点未満のものがないこと。

⒀　当機構が関西地区において平成31年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒁　低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

①　上記⑹に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

②　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⒂　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒃　エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　保守管理会社は、入札説明書別添４「昇降機保守管理契約書」及び別添５「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という。）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じる体制を工事完了までに有すること。

③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。

④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。

⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。

⑥　保守管理会社は、技術者に対する専門技術、安全衛生、法令順守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制が整備されていること。

⑦　保守管理会社は、技術者の技術力に関する社内資格制度を有していること。

⑧　保守管理会社は、工事完成までに当該年度の当機構関西地区における一般競争参加資格について、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有すると認定された者であること。

⒄　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。

なお、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。

①　現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年以上、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

②　現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年以上、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

⒅　特定建設工事共同企業体の競争参加資格申請書の受付について

①　本工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付ける。

提出書類　共同請負入札参加審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状（適宜）及び建設業許可申請書の写し（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）

提出期間　令和３年11月４日（木）から令和３年11月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

提出場所　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部契約課

提出方法　持参又は郵送（書留郵便）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

申請書及び資料は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照）

なお、上記期間内に特定ＪＶ登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

②　構成員の数及び組合せ　上記⑴から⒄及び次の③に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の④により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

③　構成員の技術的要件

㈠　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

㈡　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種工事を施工した経験があること。

㈢　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④　出資比率　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑤　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⑥　認定資格の有効期間　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦　その他

㈠　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。

㈡　③に該当する工事経歴書を添付すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事は総合評価落札方式の施工技術確認型（タイプＢ）であり、現場説明書、設計図面、公共住宅建設工事共通仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書別紙１「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、上記⑴により最大40点を加算する。